政　令

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二号

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「この号」の下に「及び次号ロ」を加え、同条第二号中「前号」を「第一号」に改め、「農産物」の下に「又は前号に掲げる畜産物」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

イ　前号に掲げる農産物

ロ　当該植物の種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物にあっては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として農林水産大臣が定める場合においては、農林水産大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ハ　主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産された畜産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

(1)　イ又はロに掲げるもの

(2)　専ら(1)に掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

ニ　専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第一号
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十六日

総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
経済産業大臣　梶山　弘志

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省法務省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（利用者の真偽の確認の方法）	（利用者の真偽の確認の方法）
第五条　法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第五条**　［同上］
一　認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証	一　［同上］